

議題 2

議案第 27 号

平成 29 年 5 月 24 日提出

平成 30 年度使用広島市立義務教育諸学校用教科用図書採択の基本方針について

このことについて、別紙案のとおり定める。

平成30年度使用広島市立義務教育諸学校用教科用図書採択の基本方針

1 採択の基本

教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された「特別の教科 道徳」の目標や内容、本市が定めた教育課程編成基準等に則り、児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合したものを採択する。

その際、次の観点に基づいて、県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行う。

(1) 小学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」）について

- ① 基礎・基本の定着
- ② 主体的に学習に取り組む工夫
- ③ 内容の構成・配列・分量
- ④ 内容の表現・表記
- ⑤ 言語活動の充実

(2) 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について

- ① 内容の特徴・程度
- ② 内容の構成・配列・分量
- ③ 内容の表現・表記
- ④ 印刷・製本の状態

2 適正かつ公正な採択の確保

採択権者の権限と責任において、適正かつ公正な採択を行う。

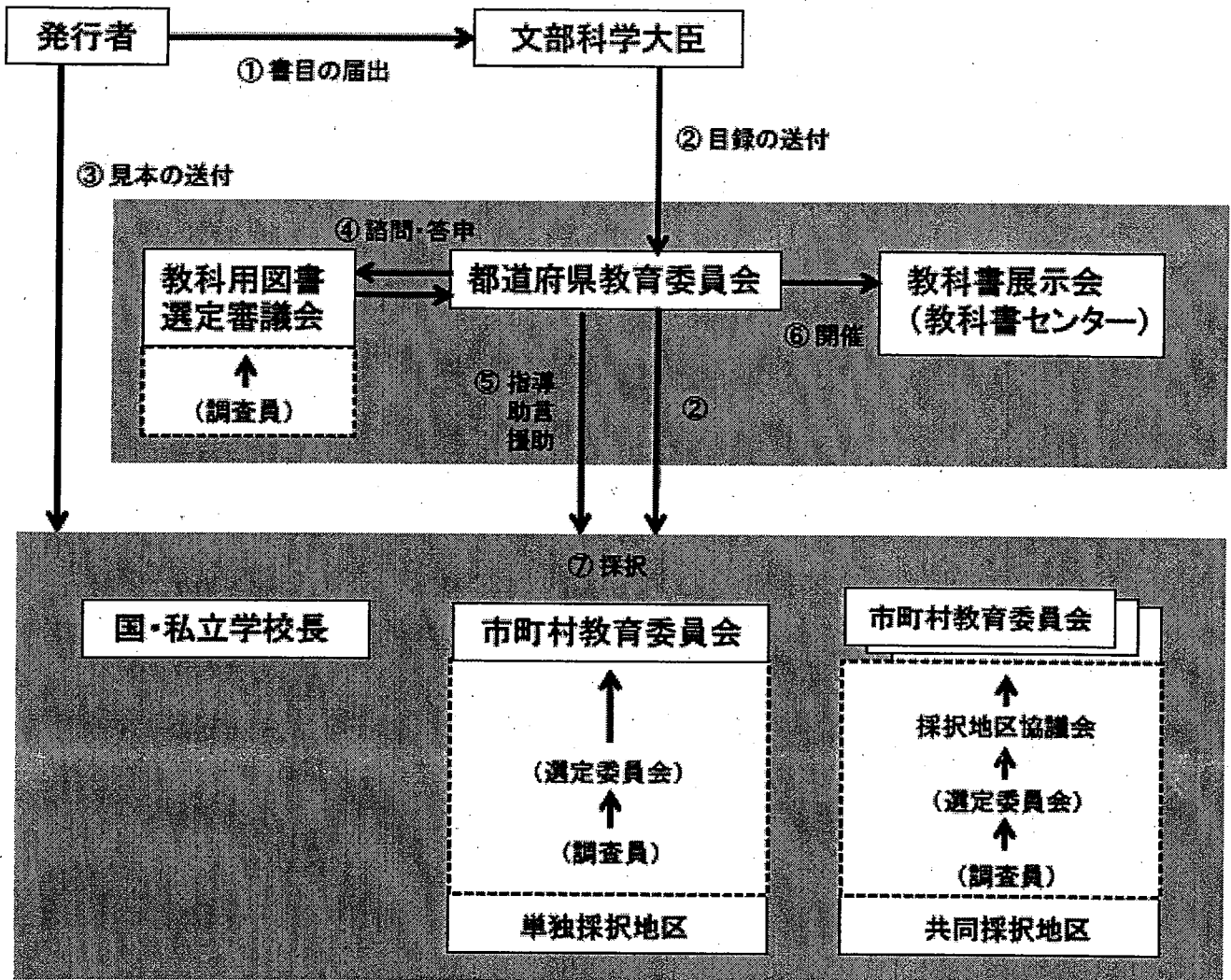
特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

3 開かれた採択の推進

採択に係る情報を公開するなど、開かれた採択を推進する。

※ 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第二条）

義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み



※採択地区協議会は法令上設けなければならないもの。括弧書きの組織等は任意的に設けられるもの。

主な根拠法令

・採択の権限

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号)

教科書の発行に関する臨時措置法 (昭和 23 年法律第 132 号)

・採択の方法等、採択の時期

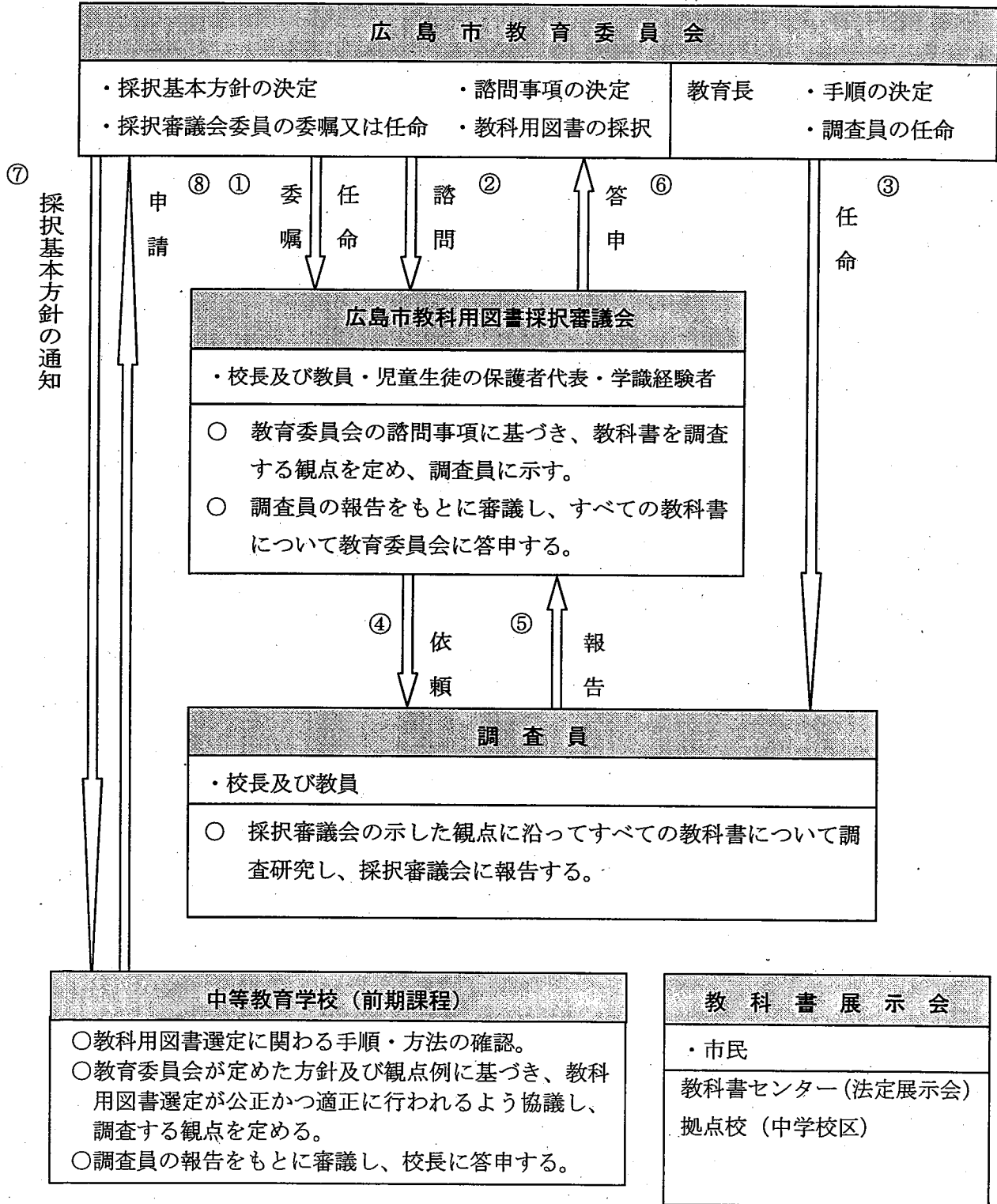
地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 (昭和 38 年法律第 182 号)

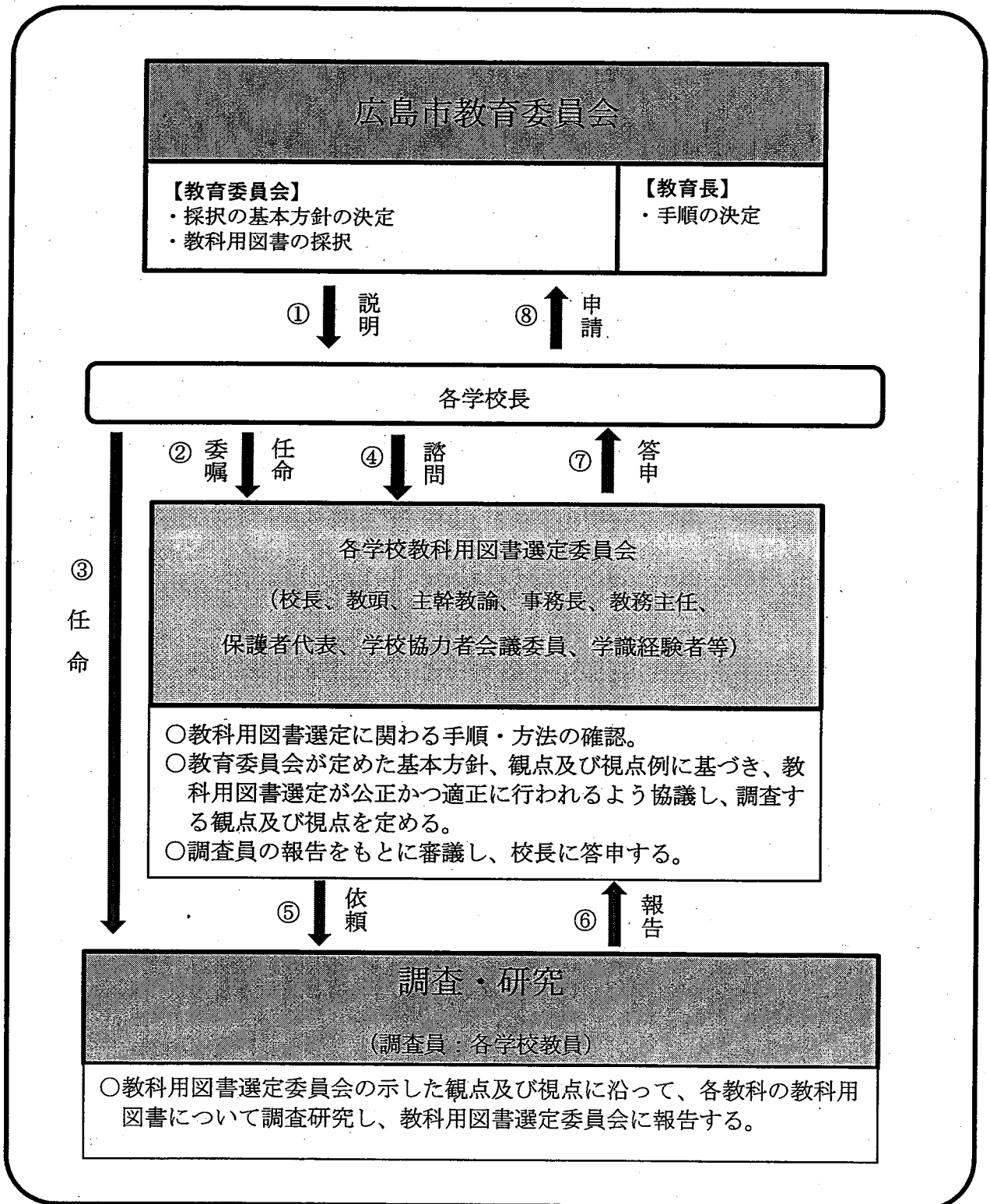
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 (昭和 39 年政令第 14 号)

教科書の発行に関する臨時措置法 (昭和 23 年法律第 132 号)

広島市立義務教育諸学校用教科用図書の採択の手順



広島市立小・中学校特別支援学級及び特別支援学校（小・中学部）における
学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択の手順



広島市教科用図書採択審議会規則

平成25年3月26日

教育委員会規則第4号

改正 平成27年3月26日教委規則第7号

平成27年7月8日教委規則第13号

広島市教育委員会教科書選定委員会規則（平成13年広島市教育委員会規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、広島市附属機関設置条例（昭和28年広島市条例第35号）第3条の規定に基づき、広島市教科用図書採択審議会（以下「採択審議会」という。）の所掌事務、組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 採択審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）において使用する教科用図書の採択に関する事項について審議するものとする。

（組織）

第3条 採択審議会は、委員20人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校の校長及び教員
- (2) 学校の児童生徒の保護者代表
- (3) 学識経験者

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日が属する年の8月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 採択審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、採択審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 採択審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平27教委規則13・一部改正)

(調査員)

- 第7条 採択審議会に、専門の事項を調査させるため、調査員を置く。
- 2 調査員は、学校の校長及び教員のうちから、教育長が任命する。
 - 3 調査員の任期は、任命の日から当該任命の日が属する年の8月31日までとする。

(庶務)

- 第8条 採択審議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部指導第一課又は指導第二課において処理する。

(平27教委規則7・一部改正)

(委任規定)

- 第9条 この規則に定めるもののほか、採択審議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日教委規則第7号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月8日教委規則第13号)

この規則は、平成27年7月8日から施行する。

